

福島県知事

佐藤 雄平 様

要 望 書

いわき市長

渡辺 敬夫

< 要望項目 >

- 1 双葉郡からの避難者受入等に係る課題への対応について
 - (1) 災害公営住宅の整備対応…………… P 1
 - (2) 福祉サービスの提供の充実…………… P 2

- 2 本市復興に係る基盤整備について
 - (1) 復興交付金の更なる活用に向けて…………… P 3
 - (2) 四倉漁港区域内の防潮堤等の実現に向けて…………… P 3
 - (3) 河川改修の嵩上げ等…………… P 3
 - (4) 一部損壊住宅への支援…………… P 4
 - (5) 小名浜港周辺地区の一体的な再生・整備…………… P 4

- 3 地域医療の充実等について
 - (1) 地域医療（県浜通り地方医療復興計画）の充実…………… P 5
 - (2) 放射線関連の医療機関等の本市への誘致…………… P 5

- 4 本市の産業復興に向けた対応について
 - (1) 関連機関の誘致…………… P 6
 - (2) 洋上風力発電に係る県の的確な対応…………… P 6
 - (3) 工業団地の整備（いわき四倉中核工業団地第2期分造成関連の早期実現）…………… P 7

- 5 原子力災害対応について
 - (1) 福島第一・第二原子力発電所の確実な安全対策等…………… P 8
 - (2) 放射性物質に汚染された自動車の除染等の徹底…………… P 8
 - (3) 県主導による原子力損害賠償への対応…………… P 9
 - (4) ホールボディカウンター貸与の継続…………… P 9

- 6 積極的な復興特区制度の活用について…………… P 10

- 7 風評被害対策について…………… P 10

1 双葉郡からの避難者受入等に係る課題への対応について

(1) 災害公営住宅の整備対応

双葉郡からの避難者に対する住居等の確保については、かねてより、広域行政を調整する観点からも、県において災害公営住宅を整備することが相応しいのではないかと考えております。

去る3月30日に成立した福島復興再生特別措置法において、原子力災害の避難者につきましても災害公営住宅に入居できるようになりましたことは、双葉郡からの避難者にとっては、まさに朗報であり、これまでの県の取り組みの賜物ではなかろうかと受け止めております。

しかしながら、本市は被災自治体でありながら、双葉郡からの避難者を多数受け入れており、様々な面で負担等が生じているのが実状であります。特に、本市の住宅状況は、逼迫しており、市民の皆様が民間アパートを借りるのに不動産業者への予約待ちが数十人となっているなど、津波被災者が住家を確保できないほか、市内に就職の内定を得た方が住家を確保できずに、当該採用を辞退されたとの状況も生じていると聞き及んでおります。

新聞報道等によれば、双葉郡の被災自治体において、災害公営住宅を含む「仮のまち」を検討中であるとされており、本市を候補とする意向が多いと聞き及んでおりますが、国をはじめ県からも的確な情報提供がなく、非常に混乱しております。

このため、双葉郡からの避難者に対する住居等の課題解消に向けた取り組みを更に牽引するためにも、関係自治体とも諸調整を図りながら、県が事業主体となって災害公営住宅の整備を図られるようお願いいたします。

また、現在の避難者全員を受け入れる災害公営住宅については、大規模な整備となることが想定され、本市の将来の都市計画をはじめ、財政、地域コミュニティ、市民感情などにも多大な影響を及ぼすことから、本市との協議を踏まえて適切に対応されるようお願いいたします。

(2) 福祉サービスの提供の充実

他市町村からの避難者の方々に対する行政サービスの提供等については、現在、原発避難者特例法等に基づきながら、対応しておりますが、特に、福祉サービスについては、県と本市をはじめとする関係自治体間で継続的に協議し、調整しなければ円滑な実施は難しいものと考えております。

県知事のご英断もあり、震災前まで主に県相双保健福祉事務所において提供していた福祉サービス等の一部業務を実施できるよう、平成 24 年度からいわき地方振興局内に保健師等 10 名の職員を駐在させるなどの体制の見直しをしていただいたところでありますが、今後とも、避難者の変動を十分に踏まえながら、県相双保健福祉事務所機能そのものの配置を含め、更なる充実強化をお願いいたします。

2 本市復興に係る基盤整備について

(1) 復興交付金の更なる活用に向けて

復興交付金の更なる活用に向けては、特に、津波被災地域において、防災集団移転促進事業や土地区画整理事業を市事業により推進するとともに、多重防御の一端を成す防災緑地について県事業により推進するなど、県と市が歩調を合わせながら、早期復興に向けて相互に総力を結集できるように、これまで以上に県の担当部局によるご尽力等をお願いいたします。

(2) 四倉漁港区域内の防潮堤等の実現に向けて

津波による甚大な被害を受けた四倉漁港及び当該背後地の集落の安全性を確保する観点から、漁港管理者である県において、四倉漁港区域内に防潮堤及び水門等を整備するとともに、維持管理も万全を期していただき、当該津波被災地域における安全性の確保を図っていただけるようお願いいたします。

(3) 河川改修の嵩上げ等

今回の津波被災においては、海岸堤防の越流に加え、津波が河川を遡上し被害を拡大させた側面もあるため、堤防の嵩上げなどの対策工を実施する必要がありますが、これらは、災害復旧事業の対象外であるため、津波対策として実施する河川管理施設整備について復興交付金の基幹事業へ追加されるよう国に対しても要望しているところであり、県においても当該措置の実現にご尽力等をお願いいたします。

また、沿岸域付近における河川堤防の嵩上げや増強、水門設置など河川改修に係る事業については、海岸管理者である県が海岸整備と併せて、一体的に対応を図っていただくようお願いいたします。

(4) 一部損壊住宅への支援

東日本大震災により、本市では、8万6千棟以上の住宅が被害を受けたところであります。このうち「全壊・大規模半壊・半壊」となった約4万棟については、義援金の支給など支援が行われるのに対し、「一部損壊」となった約4万6千棟の住宅については、住宅補修に係る支援制度がない状況にあります。

県においては、本市への適用はなかったものの、平成23年度に独自制度により、一部損壊住宅の補修を支援し、適用対象となった県内の他被災自治体では、住宅補修が促進されたものと聞き及んでおります。

今後、本市を含めた県内の全自治体の家屋被災等を踏まえ、一部損壊住宅を対象とした支援制度を再構築していただくようお願いいたします。

(5) 小名浜港周辺地区の一体的な再生・整備

東日本大震災により、小名浜港アクアマリンパークや小名浜港背後地さらには漁港区において被害を受けましたが、これら小名浜港周辺地区の一体的な再生・整備は、本市のみならず、福島県、ひいては日本全体の震災復興のシンボルとなるものであると考えています。

このことから、県においても、倉庫群の3号棟・4号棟の解体などや、福島臨海鉄道の移設などについて、ご対応いただいているところでありますが、さらに、小名浜港背後地に点在していた港湾関係行政機関の復旧にあたりましては、地震、津波等の災害に強い庁舎とすることはもとより、災害時の関連行政機関の迅速な連携や港湾行政のワンストップ化を可能とする観点から、国と連携し、防災機能を併せ持つ業務庁舎の整備をお願いいたします。

3 地域医療の充実等について

(1) 地域医療（県浜通り地方医療復興計画）の充実

浜通り地方の地域医療については、需要と供給のバランスが震災前後で大きく変動しているため、再構築が必要であると考えており、医療圏の見直しを含めた具体的な対応等をお願いいたします。

本市においては、相双地方からの避難者も多数受け入れており、浜通り地方も視野に入れた医療体制の確保も必要となることから、先の県浜通り地方医療復興計画におきまして本市からも多様な要望は提出させていただいたところではありますが、まだまだ震災後における地域医療を下支えするには不十分な状況にありますので、今後の充実・強化に向けて特段のご配慮をお願いいたします。

(2) 放射線関連の医療機関等の本市への誘致

県復興計画においては、県立医科大学に放射線医学県民健康管理センターを整備することとしております。

妊産婦や子どもをはじめとする県民の継続的な健康管理を行うため、当該健康管理センターと連携する拠点施設について、原子力発電所立地地域に近く、放射線医学に関する調査研究・最先端医療の機能が最も効果的に発揮される本市に誘致することを強く要望いたします。

4 本市の産業復興に向けた対応について

(1) 関連機関の誘致

本市としては、「復興ビジョン」において、「原子力災害を克服するとともに、再生可能エネルギーの導入を推進し、原子力発電に依存しない社会を目指す復興」を位置づけ、さらに「復興事業計画」において、「復興や原子力災害の収束に係る国・県等の関係機関の誘致に取り組む」こととしております。

これらの基本的な考え方を踏まえ、具体的には、「原子力損害賠償紛争解決センター」をはじめ、「放射線健康障害に係る最先端の治療・研究拠点となる施設」、さらには、「風力発電設備に係る国際認証機関」の設置など、本市の復旧・復興に資する国等の機関について、幅広く要望してきたところであります。

本市においては、現時点で、復興局の支所以外の誘致については、実現に至っておりませんが、これら機関の誘致が本市の復興にとって必要なものであると考えています。このため、県におかれましては、特に、工業製品出荷額が東北第1位であるなどの本市の地域特性を踏まえた産業振興に係る関連機関の誘致活動などに取り組んでいただくようお願いいたします。

(2) 洋上風力発電に係る県の的確な対応

本県沖での洋上風力発電については、国の実証実験研究事業を活用し、現在、その推進が図られているところでありますが、浜通り地方全体を踏まえたものとして国と県が中心となり設置された協議会において様々な取り組みを行っていると同っております。

その実現化に向けては、漁業関係者との調整や、関係機関相互の意見調整など課題は山積しているようですが、国家的プロジェクトでもありますことから、国や県など関係者が一枚岩となり、着実に多様な課題を乗り越えていただくようお願いいたします。

さらに、本市に対しまして、関係者等からのお問い合わせ等を直接いただく場合もあることから、国や県における協議状況等について本市をはじめとする関係自治体に早急にご提供いただくよう特段のご配慮をお願いいたします。

(3) 工業団地の整備（いわき四倉中核工業団地第2期分造成関連の早期実現）

県復興計画（いわきエリア）において、産業振興の観点から「工業団地造成費用利子補給制度の創設等により、新たな工業団地の整備を促進する」と位置付けされております。

しかしながら、本市の既存工業団地における分譲可能な残りの用地は、全体の約2%の約18haしかない逼迫した状況にあることから、県整備による「いわき四倉中核工業団地第2期分24ha」の早期実現をお願いいたします。

5 原子力災害対応について

(1) 福島第一・第二原子力発電所の確実な安全対策等

原子力発電所の安全性を確保し、二度と大惨事が生じないように国や東京電力には万全を期していただきたいと考えております。

このためには、福島第一原子力発電所については、廃炉への工程表を着実に推進するとともに、本市により近い福島第二原子力発電所についても、事実上の不安を解消するため、燃料棒を取り除き、区域外へ搬出するなど究極的な安全対策を講じるべきであると考えております。

県においては、脱原発の方針のもと、福島第一・第二原子力発電所の廃炉等を関係機関に求めることとしておりますが、廃炉に向けては数十年も要すること、さらには余震も続いていることから、当面の安全性確保の観点からも単に燃料棒を取り除くだけでなく、区域外への搬出が急務であり、県としても早急な対応をお願いいたします。

また、国、県、市などが各々実施している放射線量のモニタリング体制について、それぞれの役割分担のもと統一的かつ効果的なものとなるよう特段の配慮をお願いいたします。

(2) 放射性物質に汚染された自動車の除染等の徹底

震災による福島第一原子力発電所の事故直後から、平成23年3月23日までの間は、車両の持ち出しが自由であったことから、例えば、事故当時、福島第一原子力発電所に勤務していた東京電力社員及び関連事業者などの作業従事者の通勤車両等が、事故に伴い拡散した放射性物質を付着させたまま持ち出されるなどして、車両が管理区域外に持ち出された可能性が高く、中には中古車販売や車両整備に関係する事業者などにも車両が持ち込まれた例もあるようです。

放射線量の高い車両については、その周辺の放射線量に影響を及ぼすおそれがあるため、市民は不安を抱えての生活を送っており、一部では、高放射線を帯びた車両が影響しているものと考えられる高線量を示すスポットがあります。

このことから、原発事故当時から車両規制がかかりました平成23年3月23日までの間、福島第一原子力発電所内で作業に従事していた作業員の車両の実態把握に努めるとともに、中古車販売業をはじめ、自動車関連団体への聞き取りなどにより、その実態把握に努め、必要に応じ車両へのモニタリングを実施し、放射線量の高い車両が発見された場合には、その車両の取り扱いについて、適正な処理を行っていただくよう国に対し要望しております。

また、今後におきましても、警戒区域への車両の出入りの管理及び当該車両のスクリーニング等の実施に万全を期されるよう併せて国に要望しており、県におかれましても特段の配慮をお願いいたします。

(3) 県主導による原子力損害賠償への対応

原子力発電所事故に伴う自治体自体の損害賠償請求については、県内の各自治体ごとに各々対応している状況にあります。

当該損害賠償請求につきましては、各自治体にとって迅速かつ適正な補償が得られるように、県が主導的に統一的な積算方法等を提示いただくとともに、県内の各自治体から調書等を速やかにとりまとめ、県が一括して東京電力に対し適切な補償を強く求めていただくような対応をお願いいたします。

(4) ホールボディカウンター貸与の継続

平成 23 年度においては、県所有のホールボディカウンター 1 台を貸与され、内部被ばく検査測定業務を平成 23 年 11 月から市立総合磐城共立病院が受託し、一端、本年 5 月まで契約期間を延長いただき実施してきたところであります。

本市といたしましては、市民の安全・安心を確保する観点から、内部被ばく検査の重要性を認識し、新たにホールボディカウンター 2 台を配置したところでありますが、先の県の 1 台の更なる検査の継続と併せて、合計 3 台に係る当該業務の費用負担等について措置していただきたいと考えており、県の特段の配慮を強く要望いたします。

6 積極的な復興特区制度の活用について

福島県においても、「ふくしま医療関連産業復興特区」が3月16日に、「ふくしま産業復興投資促進特区」が4月20日に認定をいただくなど復興特区の活用が図られているものと認識しています。

地震、津波だけでなく、福島第一原子力発電所事故も加わった未曾有の複合災害に見舞われた福島県が、復興特区制度を活用した早期の復興を図るためには、特に、従来の発想にとらわれることなく、ダイナミックな施策による産業の集積などが必要であり、今後とも県におかれましても積極的な復興特区制度の活用をお願いいたします。

7 風評被害対策について

現在、交流人口の維持・増大が地域課題となっておりますが、原発事故の影響もありまして、かつての水準（一千万人／年）の回復も困難な状況にあります。

本市としても、風評被害を払拭し、交流人口の回復を目指したPR事業を実施しているところでありますが、国や県としても更に積極的にPRするとともに、本市とも連携を図るなど、効果的な対策となるようご配慮をお願いいたします。

また、今年5月に「第6回太平洋・島サミット」が沖縄で開催予定であります。国際的風評被害の払拭を図るためにも、次回の当該サミットが「いわき」で開催できるよう、国や県においては、あらゆる機会を捉えて、積極的に誘致活動を行われるようお願いいたします。

